



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第4067号 平成29年2月17日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
65	消防法の指定試験機関から危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について届出があった件	消防保安課
66	消防法の指定試験機関から消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更について届出があった件	同
67	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
68	特定第2号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
69	農用地利用配分計画の認可の申請があった件	農林水産基盤整備局 農業基盤課
70	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

徳島県告示第六十五号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定試験機関の名称

一般財団法人消防試験研究センター

二 変更後の危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地

徳島市中昭和町一丁目三番地

三 変更年月日

平成二十九年三月二十八日

徳島県告示第六十六号

消防法（平成二十三年法律第百八十六号）第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更について届出があつたので、同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定試験機関の名称

一般財団法人消防試験研究センター

二 変更後の消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

徳島市中昭和町一丁目三番地

三 変更年月日

平成二十九年三月二十八日

徳島県告示第六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 王子製紙株式会社 富岡工場

住 所 阿南市豊益町吉田一番地

代表者 執行役員工場長 植村彰彦

2 工場又は事業場

名 称 王子製紙株式会社 富岡工場

所在地 阿南市豊益町吉田一番地

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号に規定する特定事業場から排出される水の処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 平成二十九年二月十七日から

平成二十九年三月十日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

平成二十九年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名 称	加入区の区域	漁 業 の 区 分
小松島第一加入区	小松島漁業協同組合の地区のうち小松島町及び中田町の区域	底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）及び小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

徳島県告示第六十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、平成二十九年二月十七日から同年三月三日までの間、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
吉住 勝己	板野郡上板町西分字 東光二番地	板野郡上板町西分字 小路北二〇番四ほか 一筆	二、〇五二・〇〇
加集 将史	同 七條字 粟飯久保五八番地	同 四番一	三、五六三・〇〇

二 申請年月日

平成二十九年一月二十五日

三 縦覧場所

徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農業基盤課及び徳島県立農林水産総合技術支援センター鳴門藍住農業支援センター

四 意見書の提出先

〒七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農業基盤課農地調整戦略担当

電話〇八八 六二一 二四二六

徳島県告示第七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 調達物品等及び予定数量

徳島県文化の森総合公園で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 四、六九三、〇〇〇キロワットアワー

契約電力 一、六〇〇キロワット

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 調達期間

平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日まで

（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく

長期継続契約）

4 需要場所

徳島市八万町向寺山

徳島県文化の森総合公園

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から9までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

- 7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 8 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書等に掲げる条件を満たす者であること。
- 9 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札手続等

- 1 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当（電話〇八八 六六八 一三六九）

- 2 入札説明書等の交付期間及び方法

(一) 期間

平成二十九年二月十七日（金曜日）から同年三月二十三日（木曜日）まで（月曜日（月曜日）が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたるときは、その翌日（を）を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 方法

無料で配布する。

- 3 事前に提出する書類の提出方法等

(一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- (3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(二) 提出期間

平成二十九年二月十七日（金曜日）から同年三月二十三日（木曜日）まで（月曜日（月曜日）が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日（を）を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 提出場所

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当

提出部数

一部とする。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

平成二十九年三月三十日（木曜日）午後一時三十分

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館三階会議室

(三) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

平成二十九年三月二十四日(金曜日)から同月二十九日(水曜日)までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当

5 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

四 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

六 Summary

- 1 Description and quantity of the products being purchased:
Electricity that will be used by Tokushima Bunka no Mori Park
Estimated Amount of Electric Power: 4,693,000kWh
- 2 Period for the Submission of Bids
Hand delivered submissions: March 30th, 2017 by 1:30 p.m
Submissions by mail: Must be delivered between March 24th, 2017 and
March 29th, 2017.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following
address:

Tokushima 21st Century Cultural Information Center
Mukouterayama Hachimancho, Tokushima City, 770-8070 Japan
Tel : 088-668-1369

公 告

鳴門病院労働組合から春闘の要求に関して平成二十九年二月二十二日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

平成二十九年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二一

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場